

## 議 事 録

会議の名称	平成18年度 第1回伊丹市福祉対策審議会 全体会
開催日時	平成18年10月5日(木)午後2時~午後4時
開催場所	市役所議会棟(3階)第2委員会室
会長	正賀会長
出席者	正賀会長、佐々木委員、高鳥毛委員、松原委員、小林委員、吉原委員、鈴木委員、宮本委員、河野委員、屋島委員、山北委員、野澤委員、大西委員、岡本委員、安田委員、川口委員、西本委員、國井委員、佐野委員、岩永委員  【事務局】健康福祉部長、地域福祉課長、障害福祉課長
欠席者	浅野委員、藤井委員、松端委員、原田委員、野口委員
署名委員	宮本委員、山北委員
傍聴者	10名
議事次第	1.開会 2.会長あいさつ 3.議題 (1)「伊丹市障害福祉計画」について (2)その他

### 【議事要旨】

#### 1.開会 地域福祉課長

配布資料の確認等

(省略)

#### 2.会長あいさつ

(省略)

#### 3.議事内容

会長より議事の進行が開始される。

地域福祉課長より出席状況及び傍聴者について報告

総数25名 出席20名 欠席5名。傍聴者10名。

会長 署名委員は宮本委員と山北委員をお願いします。

### 議 題

(1)「伊丹市障害福祉計画」について

(増田課長) 定刻になりましたので、はじめさせていただきます。お手元の次第により進行させていただきます。司会・進行は、事務局の地域福祉課増田が勤めさせていただきます。よろしくお願いいたします。まず、最初に配布資料の確認です。本日の会議次第・伊丹市障害福祉計画(素案)とありますもの、障害者自立支援法と就労支援という資料、障害者小規模作業所運営費補助制度の見直し等についてという資料、そして委員名簿でございます。最初に正賀会長からごあいさつをお願いいたしたいと思います。

(正賀会長) 昨日、市議会も9月の決算議会がやっと終わり、早速福対審の方を始めさせていただくことになりました。今回は、本当にいろいろな忙しさの関係で、早い時点から日程調整等に不備をきたしております。たいへんご迷惑をおかけしたと思いますけれども、お忙しいところを曲げてご出席いただきましたことを心からお礼を申し上げます。これからいただきます諮問は、昨年2月7日に市長に答申をいたしました「障害者計画」、地域で生きる皆様方への総合的な政策、審議会の意義付け等々を市長にきっちりと提案をさせていただき、地域で生きる伊丹の創生のために、新しい政策に大きな意欲を持ってくださっております。そういう意味でも、今度の「障害福祉計画」というのは、答申をさせていただきますと、即19年4月から市長の方で政策の具現化を営んでいただけるようお願い、答申の作成を急がねばならない状況でございます。皆様方にはたいへんご迷惑をかけますけれども、せっかく全国に先駆けて厚生労働省の方から予算をいただいております。その中でも特に地域移行の問題、そして3障害が足並みを揃えて総合相談体制を確立していく、これが4月には具体的な成果をあらわすような答申を市長の方に上呈したいと思っておりますので、よろしくご協議をいただきまして、委員の皆様の主眼的なご発言の中で、みんなの思いが通じる方向性を答申できたら、と願っております。今回は、即具体的な政策に結びつく方向性を必ず裏付けとして作っていくという、答申を求められていると思っております。どうぞ委員の皆様のお力添えをくれぐれもお願い申し上げます。はじめのごあいさつにかえさせていただきます。議事に入りましたときにまた、概要等についてちょっとご意見を申し上げたいと思います。ありがとうございました。市長さんも今日は本当にご苦勞様でございます。

(増田課長) ありがとうございました。続きまして、新任委員ならびに臨時委員の委嘱に移りたいと思います。それでは市長から委嘱状を交付させていただきます。市長よろしくをお願いいたします。

#### 委 嘱 状 交 付

(増田課長) それでは、改めまして委員の皆様方をご紹介したいと思います。お名前をお呼びしますので、その場でのご起立をお願いいたします。

## 委員紹介

(増田課長)

また、本日もご欠席でございますが、他に関西学院大学社会学部の浅野 仁委員、神戸学院大学総合リハビリテーション学部の藤井博志委員、関西大学社会学部の松原一郎委員、桃山学院大学社会学部の松端克文委員、民生児童委員連合会副会長の原田賀代子委員、伊丹市手をつなぐ育成会会長の野口公子臨時委員がおられます。また、本日もご欠席の野口臨時委員には、後日事務局より委嘱状をお渡しいたします。臨時委員の皆様方につきましては、答申までの任期となっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。併せまして事務局に異動がございましたので、この場をお借りいたしまして報告いたします。この4月より新たに地域福祉課長を務めさせていただいております増田でございます。よろしくお願ひいたします。続きまして、「伊丹市障害福祉計画」の諮問に移らせていただきます。市長、正賀会長、前の方にお願ひいたします。

(市長)伊丹市福祉対策審議会会長正賀スミ様、伊丹市長 藤原保幸。「伊丹市障害福祉計画」の策定について。「伊丹市障害福祉計画」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。諮問理由は長文にわたりますので、割愛させていただきます。

(正賀会長)今、市長さんより諮問をいただきました。先ほども申し上げましたように、皆様方とともに一生懸命伊丹の将来を考えてまいりたいと思っております。

(増田課長)ただ今事務局より諮問書の写しをお配りいたしております。続きまして、ここで伊丹市長 藤原保幸よりごあいさつを申し上げます。

(市長)

本日諮問書をお渡しさせていただきましたが、それに加えて私の思いもこの機会にお話ししたいと思っております。

まず、本市におきましてはすべての市民の皆様が、子どもたちからお年寄りまで障害をお持ちの方も含めて、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるような環境整備、これを町づくりの最重要課題としています。

一方で、わが国全体の置かれている状況を考えますと、いろんな意味におきまして大きな時代の転換期ではないかと認識しております。

具体的には少子高齢化の進展に伴い、いよいよ日本の人口が減少傾向に入ってきた、そして年齢構成も、社会を支える若い世代が減ってきて高齢者の方が増えてきたという現在の動向そして今後の見通しを含めて、現在、国では国全体の構造改革を進めるということ、で小泉内閣から安倍内閣へと引きつがれ、様々な改革が進められております。

社会福祉につきましても例外ではありません。近年、さまざまな面において福祉の構造改革というスローガンのもとに色々な制度ができ、あるいは改正されたのはご存知のとおりだと思います。振り返りますと、2000年に介護保険制度が導入されました。また2003年には支援費制度が導入され、そして昨年10月には障害者自立支援法が制定されました。こうしたさまざまな制度改革は、これからの人口構造の変化等を踏まえて、制度も持続可能な運営ができるように、国の方で制度改革あるいは制度創設されました。

私なりにその必要性については一定理解できるわけではありますが、市民生活に一番密着した地方行政を預らせていただいております立場からいたしますと、非常に急激にいろいろな制度ができ、自己負担を求められ、「自立しろ」といったような方向で制度ができてきたということではありますが、率直に申しますと、とくに現場では若干戸惑っているところもあります。

本市におきましては国の制度の大きな改革に合わせて、市独自の激変緩和の措置を講じさせていただき、市民の皆様にご理解をいただけるように努力をしてきたところであります。そのために4年前の平成14年10月に福祉サービスを自ら選択できる仕組みを基本とする施策の確立を目指すということで本審議会に諮問をさせていただきまして、今年の1月には第2次伊丹市障害者計画を策定いたしまして、地域生活への移行支援あるいは就労支援を重点項目として取り上げて取り組んでおります。

特に今回、諮問させていただきました障害者福祉に関しましては、その中でも特に今年の10月からは障害者自立支援法完全施行ということで、自己負担も導入されましたし、今後小規模作業所もどうしていくのかといったことが当面の課題になっております。こんなことを申すのは語弊があるかもしれませんが、これまでの福祉政策は国が制度を作り、それを市が実施するというで運営しておりましたが、これからの福祉のあり方、特に障害福祉のあり方を考える際には国の制度は前提として考えますが、それを伊丹市としてどう受け止めてどう運営していくのか、そしてそれをどのようにして市をあげて実際に取り組んでいくのか、特にこれからの大きな流れとしましては、今年7月7日に決定されました今後の経済社会の中期的な展望（骨太方針と言われておりますが）、これによりますと、増税を必要最小限に抑えるためということで、相当大規模な歳出削減を図ることが閣議決定されております。

これに伴い社会福祉につきましても、今年度から2011年度の5年間にかけて1兆6000億円のカットをすることが決まっております。単純に計算すると毎年2000億円～3000億円制度を切り込むという大変な内容になっております。

当面、来年度につきましては、雇用保険の関係と生活保護の関係で2200億円カットするということではありますが、いずれにしても国では歳出を削減する、国民の負担を必要最小限に抑える目的のもとに福祉についても制度の見直しが今後継続的に行われることが想定されております。

私の立場から申しますと、こういう国の方針の中で伊丹市として市民の皆様方が安心して

暮らせるような福祉のシステムをつくるには、やはり市の大きな資源と私は申ししておりますが、市民力・地域力、こういった国を頼りにするだけではやっていけない時代にさしかかっているという認識のもとに、市民の方々と手を携えて力を合わせて伊丹の町が安心して暮らせる町だと思っていただける、そしてそれを実現していく努力が必要かなと思っております。

本日諮問させていただきました伊丹市障害福祉計画の策定につきましても、そういう認識のもとに伊丹市として市の特性を生かして国の制度を前提としつつ、市民の皆様方が安心して伊丹の町で暮らしていただけるような仕組みづくりをどうすればいいのか、ということをご委員の皆様にご審議いただき、ご意見を頂戴したいと思い、諮問させていただきました。特に私として思っておりますのは、皆様方のご意見も踏まえまして地域生活総合支援施設ということで、現在整備が進められておりますが、そういった国や県の支援もいただいて作っております地域生活総合支援施設をどうやって活用していけばいいか、そして市民の皆様方の力、市民力・地域力をどのように障害者福祉の世界で発揮いただけるようなやり方があるのかにつきまして、ぜひ積極的に前向きなご提言を頂戴いただければありがたいと思っております。

そういう面で、伊丹市の特性を生かした障害者福祉政策のいわば再構築をお願いしたいと考えておりますので、委員の皆様には何卒よろしくをお願いしたいと思います。

(増田課長) ありがとうございます。なお、市長におきましては、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。それでは、これより議事に入りますので、以後の進行につきましては、正賀会長をお願いしたいと思います。

(正賀会長) それでは議事に入らせていただきます。具体的な議事に入る前に、総括として皆様をお願いいたしますが、市長がご自分の思いをお語りになられましたように、確かに自治体の実現力というものが今後の地域の命を変えていくのではないかと思っております。今回の諮問は、皆様方のお力を借りながら、即4月から具現化していけるかっちりとした答申を皆様方からのご発言の中から組み立てて市長に答申をさせていただきたい。平成11年から始まりましたこの福対審は、ほとんど絶え間のない諮問を高齢者問題から障害者問題はもちろん、次世代育成の問題も兵庫県でただ一つこの伊丹で使命を受けて作り上げてまいりました。今市長が申しましたように、地域の総合支援施設がどんな形で皆様の思いが通じる場所になっていくか、そしてそこから支えあいの町が伊丹独自の個性を発揮していけるか、大きな使命がかかっていると思っております。これから皆様とともに、忌憚のない話し合いができましたら、こんなにうれしいことはないと思っております。ただし、日時の設定が非常に急を要します。9月議会が終わって早々に開かせていただいて、1月には答申の運びにし、すぐ予算議会に間に合うような方向での具体策を講じていただかねばなりません。くれぐれもよろしくをお願いしたいと思います。改めまして、

これより議事に入らせていただきます。お手元の次第により進行させていただきます。議事に入ります前に、本日の出席状況及び本会議の傍聴者について事務局よりご報告をしてください。

(増田課長) 本日の出席状況でございますが、委員総数 25 名中、出席者 19 名、欠席者 6 名で伊丹市福祉対策審議会規則第 5 条第 2 項に基づき、本会議は成立していることをご報告いたします。また、この会議は、伊丹市福祉対策審議会傍聴要領に基づき、公開となっており、本日の傍聴者は 10 名でございます。以上でございます。

(正賀会長) なお、本日の会議録の署名につきましては、議長に選出をお任せいただいてよろしいでしょうか。

異議なし

(正賀会長) はい。それでは恐縮でございますが、私の方から指名をさせていただきます。宮本委員と山北委員にお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

異議なし

(正賀会長) 委員の皆様のご同意をいただきました。それでは、宮本委員と山北委員、署名委員としてよろしくお願いたします。では、議事に入ります。本年度の福祉対策審議会につきましては、後ほどご案内をさせていただきますが、11月2日、12月7日の会議は、より専門的・効率的な審議を進めてまいりたいと思っておりますので、「障害者部会」としたいと考えております。最後の1月18日につきましては、熟した議論をもとに、それを十分に参考にさせていただきますながら、答申書の作成に入らせていただきます。それでは、日程の決め方も含めて、たった4回の審議で大丈夫かなとのご意見もあろうかと思いますが、ご意見なり質疑なりございましたらどうぞ。

(大西委員) 今の日程のところで、11月と12月は「障害者部会」とするんですね。そうであれば、前回の「障害者部会」と介護保険の「高齢者部会」ああいう風な分け方に・・・

(正賀会長) 後ほど議事を進めましてからご希望があればその時に承ります。約半数の「障害者部会委員」、前回のようにご承諾をいただきましたら、その部会で進めてまいりたいと思っております。後ほど申し上げようと思っておりましたが、今回市長もしっかりとご自分の求めている方向性を述べてくれましたように、今回の諮問は非常に具体的な裏付け要素を伴わないと、実施に移せないというような問題もございますので、この会議が終わりました

ら、すぐに事務局に私の方からお願いをいたしまして、ワーキングチームを作成し、次の部会までにしっかりとしたものを具体的に上呈していただけるような対応を考えさせていただいたらと思っておりますので、その点もここでご了解をいただければありがたいと思っております。それではできるだけ資料の配布等は早い時点でさせていただくよう、事務局にもきっちりと申し述べておきますので、回数は少ないですが、できる限り熟した質疑をお願いいたします。それでは、最初の議題でございますが、「伊丹市障害福祉計画」について事務局よりしっかりと説明してください。

(酒井課長) それでは、「伊丹市障害福祉計画」の素案についてご説明いたします。本年1月に「伊丹市障害者計画」を作成いたしまして、今回のものとどう違うのかということですが、「障害者計画」といいますのは、障害者基本法に基づく計画でございます。言わば障害者施策についての基本的な理念について書いたものでございます。今回ご審議いただく「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの確保に関する実施計画で、具体的な目標を明記した計画でございます。ご審議いただく内容といたしましては、大きく分けて4点ございます。まず1点目は、ホームヘルプサービス等の福祉サービスの年ごとの数値目標についてでございます。2点目は、障害者自立支援法により今回新たに位置付けられました地域生活支援事業についての実施事業の内容とその数値目標についてでございます。3点目は、前回の「障害者計画」の分野別施策というものを計上しておりましたが、例えばその中で精神保健福祉施策について相談支援体制の充実を、ということ掲げておりましたが、実施の時期を明記するべきだとのご意見をいただいておりますので、前回の「障害者計画」の実施計画についてその実施時期を今回の計画の中で示してまいりたいと考えております。4点目は、前回の「障害者計画」の中で、特に重点的に取り組むべき課題といたしまして、相談支援体制の整備、地域移行への支援、就労支援の充実の3点を掲げておりましたが、今回その具体的な取り組みについて審議をお願いしたいと考えております。特にこの4点目の重点的に取り組むべき課題につきましては、国に先駆けてと言いますか、国のモデルとなるようなものを伊丹市として先駆的に作っていきたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。なお、この計画の期間といたしましては、3年を1期として前期・後期に分けまして、18年度から23年度までの合計6年間の計画としております。先ほど「重点的に取り組むべき課題について」と申し上げましたが、その資料を今回お示ししております。それでは、素案の2ページをお開きください。まず、「重点的に取り組むべき課題」の1点目といたしまして、身近な相談支援システムの体制整備ということでございます。現在伊丹市におきましては、身体障害者の方に対する市町村障害者生活支援事業、精神障害者の方に対する精神障害者生活支援相談、ならびに知的障害者の方に対する地域療育等支援事業を実施しているわけですが、今回障害者自立支援法が成立いたしまして、3障害を一元化して総合的に相談支援体制を作っていくということが示されておまして、伊丹市におきましても、そういった形で進めてまいりたい

と考えております。3ページに体制整備についての概念図を載せておりますので、ご覧ください。真ん中のところに、(仮称)として地域生活支援センターと書かせていただいておりますが、これにつきましては、来年4月から整備してまいりたいと考えておりました、身体障害・精神障害・知的障害の3障害について総合的にこのセンターで相談体制を整備していくということでございます。その他に右の方に、地域療育等支援事業、市町村障害者支援事業、精神障害者生活支援事業ということで掲げておりますが、この分については、特に専門的に対応する機関ということでこの事業についても整備をしてまいりたいと思っております。特に精神障害者の分につきましては、現在は相談支援事業を実施しておりますが、生活支援事業まではまだ整備ができておりませんので、この分につきましても、他の2障害と同様に生活支援事業という形で整備をして、3障害同じような形で支援体制の整備を図っていきたいと考えております。そしてまた、障害児童に対しましても、発達支援センターを整備し、その中で障害児童に対する支援を行ってまいりたいと考えております。障害者自立支援法の成立に伴いまして、「地域自立支援協議会」を設立することになっております。これは次のページに載せておりますが、具体的には地域全体で障害者を支える、地域の福祉力を高める観点から、障害者団体や福祉サービス事業者等で構成するものでございますが、この協議会につきましては、地域生活支援センターの中に設置してまいりたいと思っております。協議会の内容につきましては、お手元に資料として「障害者自立支援法と就労支援」をお配りしておりますが、その22ページの方に概要を載せております。その中で、市町村が相談支援事業を始めとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するというところでございまして、構成メンバーといたしましては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健、医療、学校、企業と色々な角度から入っていただいて、総合的に協議をしていただくということでございます。これにつきましても、来年度の早いうちに設置いたしまして、相談支援体制の充実、あるいは就労支援につきましても十分に協議をしていただくということで、目標達成に向けたネットワークの構築を図りまして、最終的に地域で障害者の方を支えるという仕組みを作ってまいりたいと考えております。その次に、「重点的に取り組むべき課題」の2番目といたしまして、地域生活への移行システムの構築ということでございまして、5ページをご覧ください。来年4月に知的障害者の総合支援施設がオープンいたしまして、この施設の性格は、単に入所機能を持ったところということではなく、地域移行に視点をおいた施設でございます。従来ですと、入所者の方につきましては、寝るところから日中活動の場においても、すべて施設で対応していたという形ですが、今後は日中活動の場と夜間の場を分けて考えていくという位置付けにしていきたいと考えております。対象者の方に応じて何年かのうちに地域移行をしていただくということで、施設の中にも地域移行相談支援員を配置し、より地域移行がスムーズに進むようにしていきたいと思っております。そして、地域移行をした場合に、住むところ、日中活動の場などを整備していく必要があるわけですが、居宅はもちろんのこと、グループホームあるいはその重度版といえますか、ケアホーム、アパー

ト、公営住宅といったものを活用していきたいと考えております。日中活動の場といたしましては、通所施設、地域活動支援センター、これは現在小規模作業所と言われているものでございまして、この10月から法体系の変更によりまして、位置付けが変わったものでございます。そして、一般就労できる方につきましては、そのようにしていただくということでございます。それと併せまして、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを活用しながら、地域での生活を推進していきたいと考えております。なお、現在入所施設におられる方につきましては、143名でございまして、来年4月に新規で定員40名の施設を設置する予定でございまして、次に、精神障害者の方につきましても、現在入院中の方がたくさんいらっしゃって、退院の条件さえ整えれば、退院可能な方が全国で7万人、兵庫県では2,300人、伊丹市では80人という推計値が出されておりました、本市におきましても、そういった方々への支援に向け、今後十分に勉強してまいりたいと思っております。次に6ページを開いてください。「重点的に取り組むべき課題」の3番目といたしまして、就労支援の充実というものを掲げております。例えば養護学校を卒業された場合、現在まででしたら、進路先につきましては養護学校の方にお任せしていたという状況ですが、今後につきましては、在学中から学校側にお任せという形ではなくて、職業安定所ですとか福祉関係者など色々な方が集まりまして、伊丹市障害者支援ネットワークを作成しまして、その中でその方に合った進路先・就労先を十分に協議してなるべく一般企業に就職していただくというようなことを進めてまいりたいと考えております。そして企業就労は、養護学校を卒業された方ばかりではございまして、一番下に掲げてますように、地域活動支援センター、従前の小規模作業所ですが、そこに在籍されている方ですとか、通所授産施設等に通っておられる方につきましても、今後一般就労をどんどん進めていただくためのネットワークでございまして、企業就労になりましたらもちろん、ハローワークとの連携は欠かせませんので、現在伊丹市では、就労支援センターという位置付けで、就労支援を進めていく場所として設置しているわけですが、今後、就労支援センターとハローワークといった所との連携を十分に図りながら、企業への就労を進めていきたいと考えております。そして、障害の程度が重度であって、なかなか一般企業へは就職できない方々につきましては、作業所自体、あるいは通所施設自体のレベルアップを図って、一定の賃金を確保し、障害年金と併せて地域で生活していただくだけの収入を得ていただくことも考えておりました、作業所あるいは通所授産施設自体のレベルアップを図っていききたいと考えております。次の7ページに、障害者の方の一般就労者数ということで、昨年11月時点で障害福祉課の方で就労調査を行いまして、知的障害者の方が83人、精神障害者の方が30人就労されている状況でございまして、次に7ページの4番目としまして、「重点的に取り組むべき課題」の実施計画ということで、具体的にこういった体制を整備していきたいという案をお示ししております。まず、1番目といたしまして、身近な相談支援システムの体制整備でございまして、その1点目といたしまして、地域生活支援センターの整備ということで来年4月から3障害に対する総合相談支援機関として、設立してまいりたい

と考えております。ワンストップの窓口として、関係者とも連携を図りながら、総合相談の支援体制を確立していきたいと考えております。次に2番目といたしまして、(仮称)伊丹市障害者支援ネットワーク会議の創設ということで、福祉・医療関係者等多方面の方にご参加いただき、この中で通常の相談だけでは対応できないものについて、横の連携を図りながら相談支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。地域生活支援センターの設置場所ですが、いきいきプラザの中に設置したいと考えておりました、現在高年福祉に対する地域包括支援センターがすでに先行して整備されておりますが、それと併せ、障害者の方も含めて総合的にその場所に対応していきたいと思っております。相談支援体制の3番目といたしまして、知的障害者あるいは精神障害者につきましても、権利擁護の推進を今後進めてまいりたいと考えております。次に8ページをお開きください。「重点的に取り組むべき課題」の3番目といたしまして、地域生活への移行システムの構築ということで、1番目に知的障害者の方のグループホームの整備を図っていききたいと考えております。精神障害者の方につきましても、受け入れ条件さえ整えば、退院可能な方もいらっしゃると思いますので、同様にいたしたいと考えております。そして3番目に在宅知的障害者の自立生活促進ということで、現在地域生活をされている方につきましても、今後独立した生活を営んでいく為にも、在宅者に対するグループホームの整備も図っていききたいと考えております。4番目といたしまして、共同生活介護の整備を掲げておりますが、現在通勤寮(あけぼの寮)があるわけですが、通勤寮という位置付けは、この10月の法体系の変更によりなくなりましたので、現時点としては、ケアホーム(共同生活介護)といたしまして、グループホームの重度版ですが、これに移行していききたいと考えております。その他障害者の方の住環境の整備ですとか、地域での支えあいの仕組みも先ほどの障害者支援ネットワーク会議を活用しながら進めていききたいと考えております。次に3番目といたしまして、就労支援の拡充というものがございまして、まず、1番目といたしまして、就労支援センターの機能強化を掲げておりますが、今年度職場開拓員及び就労支援員といった方と連携を取りまして、強化を図っていききたいと考えており、すでに18年度から実施をしているところです。2番目といたしまして、障害者支援基金の創設ということで、障害者施策をできるだけ安定的に実施する為の財源といたしまして、基金を創設してまいりたいと考えておりますが、これにつきましては今後十分に検討を重ねていききたいと考えております。3番目といたしまして、障害者チャレンジ支援事業の創設ということで、就労継続支援施設あるいは地域活動支援センターが障害者を主体とする事業を立ち上げる際に、その支援をしていこうということでございまして、次に4番目といたしまして、ガイダンスの実施ということで、養護学校高等部の方の進路及び実習先の斡旋というものも図ってまいりたいと考えております。5番目に、障害者を雇用する一般企業への助成として、障害者雇用奨励金の交付についても充実していきたいと思っております。6番目といたしまして、市民とのタイアップによる障害者の起業費支援ということで、市民の方と障害者が共同で会社を設立する場合、一定の支援を図ってまいりたいと考えております。7番目といたしまして、市役所の

中での各種取り組みということで、伊丹市におきましても先進市の事例を参考に、市役所の中でも障害者の方が働ける場所や仕組みも十分に検討していきたいと考えております。次に 8 番目といたしまして、就労移行支援事業の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。9 番目といたしまして、通所施設等の工賃アップということで、一般就労が困難な場合で、小規模作業所や通所施設に通っていらっしゃる場合でも、現在の工賃をアップして一定の賃金を確保していただき、年金と併せて地域生活を営んでいただける体制を確立していきたいと考えております。10 番目といたしまして、東有岡ワークハウスの定員増ということで、現在精神障害者の方の授産施設としてあるわけですが、定員増を図りまして、精神障害者の方の受け入れを進めるとともに、社会参加・社会復帰の受け皿を拡大していきたいと考えております。最後の 11 番目といたしまして、基幹作業所における一括受注体制の整備ということで、企業からの仕事を一括して受注いたしまして、その中で作業内容や費用を勘案して市内の福祉施設や作業所等への割り振りを行うといったことも考えておりまして、その基幹作業所を育ててまいりたいと考えております。以上が「重点的に取り組むべき課題」ですが、最後の 10 ページのところ、地域生活支援事業を掲げております。これは、この 10 月から新たに施設として位置付けられたものでございまして、地域の実情に応じて各市の判断で実施していきなさいといったようなもので、伊丹市におきましては、取り組むべき事業の必須事業として相談事業以下、5 事業について考えております。右側には必須事業ではございませんが、選択事業として伊丹市として取り組んでいきたい事業について掲げております。特に、小規模作業所の位置付けにつきまして、国では地域活動支援センターへの移行が言われている中で、伊丹市ではどうしていくかを今後十分に議論していただきたいと思っております。これら地域生活支援事業につきましては、次回以降で十分ご議論いただきたいと思っております。本日の資料といたしまして、障害者小規模作業所運営費補助制度の見直し等についてをお配りしておりますが、兵庫県が一定の考え方を示したものでございまして、次回以降ご検討いただく際の参考資料として活用してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

(正賀会長)一つ一つが根性を込めて取り組まねばならない事業ばかりでございます。これらの具現化に向けて、今から 4 月までの準備体制というのは、本当に根性のいる仕事だと思っておりますので、鋭意進めていけるような体制作りをしていきたいと思っております。どなたからでもご意見をどうぞ。膨大な実施計画でございまして、今までは資料で示したものを何年間かで、というようなものでしたが、今回は全部 4 月から実施に入っていくものでございますので、できるだけたくさんのご意見を頂戴できればありがたいと思っております。

(野澤委員) 7 ページ、第 1 期の実施計画で具体的な施策を相談・地域移行・就労と分けて伊丹の課題を今、ご説明いただいたのですが、この計画は数値目標を明記することにな

っておりますが、今ご説明になった件数の中で数値目標を明らかにする項目を一つ一つ教えていただきたい。

(酒井課長) 7ページ以降の分でございますが、相談支援体制の分で、国が示しております数値目標は、相談件数何件といった形ですが、これにつきましては今後福祉サービスの目標をお示しするときに併せて示していきたいと考えております。次のグループホームの整備につきましては、一定の数値目標を示していきたいと考えております。国につきましては、訪問系サービスの利用者が現在は何万人から平成23年度には何万人にするといったことも言われているわけですが、この「重点的に取り組むべき課題」の中で数値目標の分はどれかというご質問であったと思いますので、ご説明をさせていただきます。先ほどグループホームの整備と申し上げましたが、次の3番目といたしましては、就労する方の人数も具体的に数値として掲げていきたいと考えております。

(野澤委員) 今お示しいただいた資料では、就労の人数とグループホームの戸数とこの2点が数値目標として明記されなければならない項目であるということで確認してよろしいですか。

(酒井課長) はい。

(岩永臨時委員) 今日は「重点的に取り組むべき課題」だけの議論にとどまるのでしょうか。といいますのは、例えば地域生活移行や就労移行など国の方では何年度までに何割、何人といった形で示せということになっていて、伊丹市では地域生活移行だったら何年後にはグループホームを何戸造らなければいけない、来年1戸なら再来年は3戸というのが数値目標になるわけですが、今回の計画にたったの4回で数値目標を入れることが義務付けられているのに、4回しかないこの第1回目で理念だけが書かれた資料を出されても何ら議論できないと。現状だけでも出してもらいたい。15年度、16年度、17年度のホームヘルプサービスとか現状の資料は市役所で持っているはずなんですね。今回自立支援法に変わったとしても、9月末で障害認定はほとんどできていると思いますので、その中でどのような方が何人ぐらいいらっしまったのかとか、今後どのような福祉サービスが必要とされるのかといったせめて現状や実績の資料だけでも示していただいて、来年度以降その実績どおりにやらねばならないことも一方ではあるでしょうけれども、次年度以降、さらにこの部分をこう変えていかないといけないということで、本来議論になると思うんです。だからせめて現状の例えばホームヘルプサービスの事業所がいくつあってどれぐらいの定員で、どれぐらいのサービスが可能なのかといったキャパシティの問題もつかんでおられるはずなので、それを一旦そのまま示していただかないと、議論にならないと思うんですが。

(酒井課長) 福祉サービスの具体的目標につきましては、当然今回の計画の中で数値目標を設定してそれをお示しするというで考えてはございますが、4回の中でご議論をいただくということですが、部会だけではなかなか難しい点もございますので、ワーキングチームにおいてもその辺りのことを検討していただいて、部会の中で示していきたいと思っております。今回数値目標をお示ししていない理由の一つといたしましては、当初数値目標につきましては、兵庫県の方に9月中に作って提出しなさいとされておりましたが、様式そのものの予定が大幅にずれまして、12月の提出になったからでございます。国や県の動向とは全く別の形で仮に出した場合、その方針と大きくずれ込むといったことも考えられまして、国や県の様式等がある程度固まってから提出させていただいた方がいいのでは、ということがありましたので、今回はお示ししておりません。その点は、ご了解いただきたいと思っております。

(野澤委員) この就労支援の資料ですが、この8ページに「障害福祉計画」に盛り込むべき就労関係の目標について、のところで、平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行するものを現在の4倍以上とするという数値目標もありますし、その下の太い字の1に、現在の福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用することになると、この辺りに数値目標が出るわけです。そして10ページに大きな図表がありますが、現在の小規模作業所に伊丹に通っている人の人数があって、そして養護学校の卒業生があって、地域の在宅の人があって、こういう図の中で、一番右端の就労移行の人がどれぐらいかというものもこの自立支援法の中で示されておりますので、今のところは出ていないけれども、この法に沿ったような形で今後伊丹市が数値目標を出してくるというような理解でよろしいですか。

(酒井課長) 今ご指摘のありました分につきましては、国の参考資料として、このように示しなさいという風にされているものでございまして、まだ正式な様式が示されておられませんので、この図表そのままの形になるかどうかにつきましては、多少変更もあろうかと思いますが、基本的にはこのような形になろうかと思っております。

(正賀会長) 部長、何か補足すべきことはございますか。

(中村部長) 就労関係だけでなく、訪問系のサービスとか日中系のサービスの利用につきましても、基本的には目標数値を定めることになっております。ただ、今国の方が出てきております機械的な計算でもって目標値を自動的に出すことになっておりますので、それを最終的に12月に県に出すまでの間に、実施可能といいますか、きちっと伊丹市の環境に置き換えて、特に今回地域移行の支援施設とか大きな課題も色々ございますので、目標値につきましては、今の時点でお出しすると、伊丹市固有のさまざまな課題などが十分

反映できないということもありましたので、今回は特に「障害者計画」で課題となっております問題点について大枠の仕組みを新たに実施に向けて作ろうというご提案をさせていただき、それに併せまして今後部会等で目標数値についてもご提示していきたいということです。作業全体が遅れておりまして大変申し訳ございませんが、ご理解をお願いしたいと思っております。

（安田委員）この計画は、障害者基本法の計画を基に作るのが目標ですね。計画の中に数値目標を定めていくという。だから 1 ページにもありますように、障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの云々と。そういうのは現在どうなっているんだと。十分に至っているのかいないのか。現状の中で福祉サービスがどうなっているのかを見定めていく中で、この計画を数値を示しながらやっていくことが大きな目標だと思うんです。確かに数値を示すのは難しい問題も多々あるとは思いますが、そのことも含めてできるだけ現状分析と数値を示していく、という議論をすることがこの計画を作る上での前提ではないかと思うんですが。難しい課題については、また委員の中で理解しあう部分もあったり、いや、ここはこうすべきではないかという形の議論を・・・

（正賀会長）今回の計画はすべての実態を含めて実現可能な伊丹市としての最大限の骨格を作り上げていきたい、概念も理念も将来に結びつく基本方針としての伊丹の取り組みを作りたいというのが目標でございますので、現状を示すということはもちろんベースですが、それよりも国が迷いながら出しているものに伊丹市が先駆的に自治体としての具体的方針を作り上げていきたいというのが最大の眼目でございます。現状から移行可能なもの、そして伊丹市独自の施策として 19 年 4 月から具体的に施行できる方向性をどう作り上げていけるかをワーキングの中から部会にまた示していくという。結論をいただきましたら、準備室なり準備委員会なりを作って腹をすえた方向性を作り上げていかなばならないということの相互理解を事務局とはしているつもりでございます。お気持ちはよくわかるのでございますが、第 1 回の部会に示していきます具体的な問題提起をお待ちいただけたら、より無駄のない時間で質疑いただけるのではないかと考えております。その他、ご意見等ございましたらどうぞ。

（川口臨時委員）精神障害者のグループホームはまだここ伊丹市には 1 箇所もないんですね。ここに謳っております精神障害者グループホームの整備という形ですが、19 年度はまだまだ・・・私たちもずっとずっとお願いはしておりますが、空いた市営住宅をお借りしてできあがっていくようなこともちらちらとは聞いておりますが、それを具体的に実行していただきたいと思っております。

(酒井課長)条件さえ整えば、退院可能な方も伊丹市にはたくさんいらっしゃいますので、受け入れ体制としてグループホームの整備を図ってまいりたいと考えております。今後数値目標も入れていかないといけませんので、具体的に何年度に何箇所作るかといったことも目標値として示しまして、計画の中でお示ししていきたいと思っております。併せまして、相談支援体制につきましても、十分な体制を整備していきたいと考えております。

(中村部長)今の説明の補足でございますが、私どもの健康福祉部はこの4月の組織改正で住宅課を所管することになりまして、どうということかと申しますと、現在の公的な住宅のあり方について、できるだけ福祉目的に使用するという考え方をすべきではないかという市長の思いがございまして、現在、住宅課・障害福祉課・生活保護課・高年福祉課といった福祉関係部局が集まって、公営住宅のこれからの公募のあり方とか利用について協議を進めておりまして、この計画の策定に併せて一定の方針をお示しできるような状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

(正賀会長)国や県の方針設定をそのまま受け止めるのではなく、機構改革を市長がいたしましたのも、19年度へ向けてどれだけの実施策が伊丹市独自のもので生み出していけるかということに非常に重きを置いて今回の諮問もいたしております。伊丹が持てる力をどう活用していけるのかというのは、政策室とも十分に協議を重ねながら、答申に向けての具現策を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他にご質問がございましたら・・・

(吉原委員)この地域生活支援のところ、私偏見を持った言い方になるかもしれませんが、介護給付の関係と訓練給付の関係、分かれてますね。介護給付の関係は、支援費制度の中で回っていているんで、逆に訓練等の給付の関係を、別添の資料で小規模作業所などの関係があるんで、ここの自立訓練とか就労とか共同生活とかこういったものを優先的に立ち上げてもらうのが、我々ハンディを持っている者の前向きの進め方ではないかと思うんですが。介護給付の方では、ちょっと作業所へ出て行って作業しようかなど無理なところもあるんで、生活給付が主になると思うんですね。1.2級の重度の方とそれ以外の方といった障害別の感覚でいくと、本当に自活させようとするのであれば、ここの訓練給付の関係をもっと重点的に見ていただけないのかなという思いがいたします。

(酒井課長)10月以降、障害福祉体系・施策といいますのは、自立支援給付と地域生活支援事業と大きくは2つに分かれておりますが、その自立支援給付の中でも、介護給付と訓練給付に分かれております。介護給付といいますのは、ホームヘルプですとか、訪問介護といった訪問系のサービスとそして短期入所等の主に在宅サービスの分を掲げております。それに対しまして、訓練給付といいますのは、従来の施設体系といいますか、施設の日中

活動の分がここにきているということで、例えば入所施設の場合ですと、今まででしたら入所施設支援として、日中活動から寝るところも併せて一つの施設体系で実施していたということですが、10月以降は、日中活動と寝るところは別の分野であるという位置付けになりまして、寝るところは施設入所支援、日中活動の場が自立訓練とか就労移行支援・就労継続支援といった形になりますので、ここで訓練等給付として掲げておりますのは、入所施設、通所施設も含めて日中活動の場として位置付けられているものでございまして、この部分だけどうこうするというような位置付けではございませんので、その点だけご了解いただきたいと思います。

(屋島委員) ボランティア仲間では最近「障害者」の害の漢字使用はやめているんですよ。イメージだけになってしまうかも知れませんが、障害者の方にとってこの漢字は抵抗があるのではないかと思いますので、「害」はひらがな表記の方が私はいいのではないかと思います。それと、障害者の方も地域に出ましようということになっておりますが、一番の問題は地域の理解だと思うんですね。自分に関係のないときは理解があるふりをしますが、何かあれば地域での理解者が必要になってくるのではないかと思います。短期間で地域の理解まで持っていくという方策は考えていらっしゃるのでしょうか。

(正賀会長) 地域福祉ネット会議の進捗状況も含めてお答えください。

(酒井課長) 最初の「害」の表記の件でございますが、昨年作りしました「障害者計画」につきましては、基本的に障害という文字につきましては、ひらがな表記にさせていただいております。法律用語等については、漢字を使用しておりますが。そして今回の分につきましても、計画として作成する際にはその辺りのことも配慮して作っていきたくて考えております。そして、地域の方の理解につきましては、例えば今後グループホームの整備等を進めていくなかで、自治会等の組織を始めとして地域の方に受け入れていただくといった環境作りが当然必要になってくると思います。今回、地域生活支援センターの中で、障害者支援ネットワーク会議を開催いたしまして、さまざまな分野の方にお集まりいただいて進めていくことも考えております。

(正賀会長) 補足説明をいたしますが、地区社協の中にネット会議を設けていただき数年になります。その中には、鈴木委員もいらっしゃいますが、障害者の方も参加をしながらそれぞれの地域でのあり方、支えあいの方向性というものを一つ一つ理解を仰ぎつつ、具体的な方向作りをこつこつと平成11年から進めているということ、行政共々社会福祉協議会が、大切に支援体制作りを進めているということは、ご理解いただきたいと思います。

(大西委員) 7ページの相談支援システムの体制整備の2番目ですが、相談業務を地域包括支援センターと一体化運営をするということが書かれておりますが、地域包括は、介護予防の関係で非常に大変な状況にあるということを聞いているんですが、この辺体制をもう少し何とかしないと今のままでは大変だと思うんですね。体制をきっちりとしていただかないと、障害者の支援の問題も介護予防の問題も大切な問題ですので・・・

(酒井課長) 一体化運営は、もちろん19年度からすぐに、ということではございませんで、高齢者の部分は地域包括支援センターで対応し、障害者の方につきましては地域生活支援センターで対応すると。同じ場所でございますので、将来的には障害者の方も高齢者の方もこの中できちっと対応していきたいと考えております。

(正賀会長) 今の地域包括支援センターがオーバーワークであることはよくわかっておりまして、着々と増員体制を進めておりますが、一体化という方針の設定は、子どもからお年寄りまですべての相談支援体制というものが将来は一つのところでこなせるような専門的施設を作っていきたいというような着地をまずしていきたいということですので、一体化運営の方針が出ております。また具体的には部会の方で示していきたいと思いますが、もちろん増員体制を確立したうえででないといけないと受け止められません。

(岩永臨時委員) 我々障害者の仲間から聞こえてきます声というのは、自立支援法になって一番当事者が心配しているのは、現状の福祉サービスが今後も維持できるのかということです。答申を出す場合に、はっきりと数値目標なりを示して伊丹市に住んでいる障害者に一つの安心を与えるという意味で、現行のサービスは維持するんだという伊丹市としての方針を示すという役割が非常に大きいと思うんです。まず1点それをしていただいて、ただし体制ができないので、この部分はどうしてもサービスが減少せざるをえないという部分があるのであれば、正直に示していただきたい。逆に重点課題として3つ挙げられましたけれども、じゃあ例えば精神障害者の80人がこの6年間で全員地域生活へ移行できるのか、現実問題それは夢物語じゃないですか。もしやるのであれば、平成何年度までに何人、そのうちの半数をやるのであれば、グループホームやホームヘルプがこれだけ要るし、就労移行の仕組みが色々要るからその部分を重点化する、だから逆に現行の福祉サービスのうちこの部分は将来若干少なくなるかもしれないというメリハリを、メリハリがどこなのかということを実刀直入に示すのがこの計画の非常に重要な部分だと思います。そういったことを検討できるような資料を是非とも出していただきたい。

(中村部長) まだ今後の計画目標をどうするかということについては、整理が十分にできておりませんので、できるだけ早い時期にお出しをして、障害者の皆様方とお話する機会を作っていきたいと思っております。出さないで決めることは絶対にございませぬ。

(野澤委員) ワーキングチーム、そしてその後の部会、という形で議論をしていくんですが、ワーキングチームというのは数値目標なども出てくると思うんですよね。国の方向性を踏まえて伊丹市独自の数値を出して、事務方の中で数値目標が出てくると思うんですが、養護学校の卒業生の問題やハローワークの問題もこの計画の中で重要ですので、数値をワーキングチームで出す前に折角委員の先生方がいらっしゃってるので、十分に議論していただきたいと思うんです。事務方が、方向性はこうですから、これだけの数値を伊丹市は出しますということで出してきて、部会でどうですかと言われるよりも。今までワーキングチームというのは、どういうメンバーであったのかを説明してください。

(正賀会長) 今までのワーキングチームと違って、今回私がお願いしたのは、そういう専門家も含めた概念創設を並行させたものでございまして、特別の願いを持って作ってくれとお願いをしております。

(野澤委員) 当然ですよ。当事者の方も含めてそのたたき台の段階からワーキングチームの良い検討資料を出していただきたい。

(中村部長) 当初この審議会の方で部会を作っていたら1月までに2回しか部会が持てないという状況にございましたので、全体的な資料のご提供等も十分にできておりませんし、もっと十分な議論の時間が必要だということもございましたので、会長とご相談させていただいて、福対審の部会のメンバーの一部と、現在審議に参加されておられない方や各施設の方等で専門的見地からのご意見を色々いただける場を作りたい。それについては、部会長の松端先生の方に一定整理をお願いしたいなというのが一つ。実は、この7月まで障害者の方の就労支援を進める為ということで、ハローワークの方や、作業所の方、各施設の方や市の職員も踏まえて研究会をやってきております。こういった研究会を改組して、市の内部的なものも踏まえて協議をする場、これはワーキングとは違って、庁内的な議論を高める為に並行して設置すると。ですから、現場のいろんな議論を踏まえる場と、ワーキングと部会、審議会ということで、できるだけ並行して協議の場を作りたいと考えております。ただ、今の段階でそのメンバーが誰かということになりますと・・・整理ができ次第、各委員の方にはお願いしたいと思っております。

(野澤委員) それを聞いて安心しましたし、しっかりとした現実性のある、あと何といっても5年間の中できっちりと数値目標を入れてそれを実現していこうと思ったら、本当に大変な作業になりますから、伊丹の特性を出す、障害者が安心して暮らせるまちにしたいんだという思いもその中に実現しようと思えば、並大抵なものではありません。当事者の意見もよく聞いていただいて、学識経験者の先生方のアドバイスもいただきながら、いい形にしていきたい。それにはワーキングチームを充実していただきたい。

(小林委員) 個人的な要望ですが、そのワーキングには当所の誰かが入ってもらえればいいなと考えております。私は、高齢者部会であったと思うんですが、いつも職場での議論との間に入ってちょっと困っておりましたので、是非とも選んでいただきたいなと。うちの専門的な知識を持った担当を選んでいただければ。

(山北委員) 8 ページの障害者支援基金の創設というのがありますね。この中で一般会計の積立金(決算剰余金の活用)というのがありますが、これは如何ほどの金額でしょうか。

(中村部長) 一般会計ですね、毎月大体 10 億程度の決算剰余金がございますので、基本的にその 2 分の 1 は、退職手当の積立金など一定のルール積み立てがございます。残りの財源は、次年度のさまざまな事業に使っているという状況でございますので、我々としては決算剰余金を毎年出てくるものですから、一定の枠を取らせていただければという考えでご提案したものでございます。

(山北委員) 伊丹市は赤字の市なのに、そんな剰余金があるのかなと思ひまして。

(松原委員) 遅刻してすみません。郵送でいただいた資料で、この素案が、計画の作り方からしてそうならざるを得ないと思うんですが、つまり国の策定する指針に即して障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業の体制の確保等々ですね、国の枠組みに沿ってどんどん入れていくという発想なんですよ。どうも素案という段階ではあるけれども、図が多くてどういった考え方で何をするかというところが先ほどご説明のあったワーキングなりでしていかないとメリハリがつかないんですよ。何の為に、誰の為に、そしてその時の負担と給付はどうするのかとかその大枠で伊丹市らしさを出すというのはそういうところで議論がなされないとだめだと思うんですね。どうしてもこういう計画は、国が横並びで言ってきました、事業を当てはめていく、お金があるところには付けられるけれども、そうでないところには目をつぶってくれみたいになってしまう。しかしそこを何とかというやりくりで結局は各自治体が上乘せしたりという動きが出てくる。そうしたらよそがやっているからうちもということで、なし崩し的になる。するとメリハリとか本当に必要なところに付けて、逆にできないところは止めてしまうという結論が出てこないんですよ。絵図が多くて考えや文章がなかなかなかったんで、そこら辺はこれからの段階でもう少し議論の成果を文言にしていきたいなと思います。

(正賀会長) タベまで病床討議を重ねておりまして、これから変化に富んだ方向性、市長の求めているものにどう相互理解をしつつ近付けていけるかということは、相当な激論になるかと思ひますので、よろしく願ひいたします。それぞれいただきました貴重なご意見を尊重させていただき、閉会后にワーキングチーム、部会への運び方等を十分に議論

を重ねて、次の部会を迎えたいと思っておりますので、これについての質疑は終了させてもらってもよろしいでしょうか。では、その他の項目に移らせていただきます。当局の方から何かございましたらどうぞ。

(増田課長) その他でございますが、「障害者部会」の委員の方々をここで確認させていただきたいと思っております。日程などの都合もございまして、事務局で委員の方々のご専門なども考え、事務局案としてお示ししたいと思っております。藤井委員・松端委員・吉原委員・屋島委員・原田委員・鈴木委員・野澤委員・安田委員この 8 名の方をお願いしたい、そして会長・副会長におかれましては、オブザーバーとしてのご参加をお願いしたいと思っております。

(正賀会長) 小林委員のご発言につきましては、十分ワーキング等を含めて考えていきたいと思っておりますが、どうしても私はこう思うというようなご意見がございましたらどうぞ。

(野澤委員) 今回臨時委員になられた方は、これに追加して参加されるんですね。

(増田課長) 申し訳ございませんでした。臨時委員の方はみなさん部会の方にもお入りいただくということでございます。

(正賀会長) そうですね。では、このメンバーでできるだけ密度の濃い、具体案への運びをしっかりと見つけてやっていける答申にしたいと思っておりますので、十分にその点を考慮しながら今日閉会后に綿密な計画案を立てていきたいと思っております。その他、今後の予定について事務局から説明をしてください。

(増田課長) 今後の予定でございますが、次回の全体会につきましては、1月18日にこの場で開催の予定にしております。その間に11月2日と12月7日に障害者部会を開催する予定となっております。ワーキングにつきましては、この間でまた日程調整をさせていただきたいと思っております。それぞれの開催時間につきましては、後日決定した上で別途郵送にてご案内いたします。よろしく願いいたします。

(正賀会長) 私の方からあえて部長をお願いをしたいと思っております。今回の答申は非常に重いものになるかと思っておりますので、最初の不手際なども含めて部長の方から一言お願いとお詫びと感想を述べてください。

(中村部長) この度、大変資料の作成も遅れましてご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。来年の4月には知的障害者の方の地域生活への移行を支援する施設が新たにできてまいります。そういった関係もございまして、他市と違っていろんな課題がございまして、現在それぞれの解決に向けて努力を重ねているところですが、さまざまな計数をどのように表現していくかといったことは、非常に難しい点がございましたので、単純に国の指針に基づく数値をお出ししようかという議論もあったのですが、それでは余りにも伊丹市の本来あるべき姿を反映できないということもございましたので、最終的に私の一存でそういった数値を割愛させていただきました。これからはきちっと皆様方と向き合って議論を重ね、すばらしい計画を作っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(正賀会長) それでは、一言ご挨拶をいたしたいと思います。平成11年から委員の皆様方には随分とご苦労をかけております。特に松原先生にはもう20年以上にわたり伊丹の福祉へのご協力をいただいておりますが、今後市長の機構改革の意味等を皆様方にも充分にご理解いただき、しっかりとした市の方向性を示していきたいという熱い思いもございまして、この答申には腹を据えてかかっていきたいと、全部が具現可能な方向での答申に導き出せていけたらと考えております。これはもちろん市民の皆様、17地区社協、自治会連合会、民生児童委員連合会等、各々が一体とならなければ実現困難な事柄であります。そういった中で、教育と福祉の総合性を求めます伊丹の基本理念的創設ももう一つの審議会では、部会進行中もございまして、これを今度は総合答申として2月までには作り上げていかねばならないという大きな使命感に満ちた現状でございます。皆様方には専門的なお考え、当事者としての生活実態を踏まえた貴重なご意見をいただき、本当の意味での方向性が19年度当初に具現化すればと思っておりますので、積極的な議論参加をしていただければ幸いです。この3月から入院生活を続けておまして、本当は退任してという思いもございまして、53年間障害者と向き合ってきたその情熱が捨てられずに、会長を本年度末までは務めさせていただきたいと思っております。くれぐれもご理解・ご協力を賜りまして共に歩み出せていけたらと思っております。具体策は一つ一つ皆様のお知恵と協同の思いを併せながらの歩みでございますので、よろしくお願い申し上げます。本日はお忙しい中をご出席いただき、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

平成18年度 伊丹市福祉対策審議会(全体会)議事録として確認します。

署名委員

署名委員